

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境の整備を推進するため、岩倉市内に設置される小規模保育事業所の建物の賃貸に要する費用に対し、予算の範囲内において交付する岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模保育事業所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を実施する事業所をいう。
- (2) 運営要領 安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日付け20文科発第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。
- (3) 県交付要綱 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金交付要綱（平成21年10月14日付け21子支第408号愛知県健康福祉部長通知）をいう。

(補助要件)

第3条 補助を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (2) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、運営要領別添9の1の小規模保育設置促進事業であって、かつ、県交付要

綱の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助対象事業」という。）とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付申請書（様式第1）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をし、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため条件を付けることができる。

（計画変更の承認）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、また、これに伴い補助金額に変更が生じるときは、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業変更承認（変更交付）申請書（様式第3）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合については、この限りでない。

2 市長は、前項の承認をしたときは必要に応じて条件を付し、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業変更承認（変更交付決定）通知書（様式第4）により補助事業者に通知しなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

（補助金の請求）

第10条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするとき、

市長に対し、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金請求書（様式第5）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、この要綱に基づき請求の内容を審査し、速やかに支払の手続をするものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日のいずれか早い日までに、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金実績報告書（様式第6）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付等）

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条及び第8条の規定により付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付について不正の行為があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期

限を定めてその返還を命じるものとする。

(検査等)

第15条 市長は、補助事業者に対して事業について必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

(関係書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収支状況を明らかにした帳簿その他の書類を整備し、補助対象事業の完了した日(補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業の区分	補助対象経費	補助基本額	補助金額
小規模保育設置促進事業	賃借料補助 （建物を借り上げて小規模保育事業を実施する場合に貸主に対して支払う礼金及び賃借料（敷金は除く。）にかかる費用）	運営要領第5 (1)により算出した額	補助基本額に4分の3を乗じて得た額の範囲内の額

様式第 1 （第 6 条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付申請書

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業を下記のとおり実施したいので、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 施設名
- 3 事業の目的及び内容
- 4 賃貸借期間
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙 1 - 1）
 - (2) 収支予算書（別紙 1 - 2）
 - (3) 位置図
 - (4) 建物の配置図、平面図及び立面図
 - (5) その他関係書類

(別紙 1 - 1)

事業計画書

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 事業の目的及び効果
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 利用定員

2 施設整備に係る事業内容

(1) 敷地の状況

ア 敷地所有者

イ 敷地面積

(2) 建物の規模及び構造

ア 賃貸借期間 年 月 ～ 年 月

イ 建物の全体面積 m²

ウ 施設面積 m²

エ 建物構造 造 階建て

(3) 賃借料内訳

賃借料 円 (礼金 円、賃借料月額 円 × か月)

(4) 財源内訳

ア 岩倉市補助金 円

イ 設置者負担金 円

 (内訳) 自己資金 円

 借入金 円

 寄付金 円

ウ 合計 円

(5) 整備計画

ア 賃貸者契約年月日

イ 開設予定年月日

(別紙 1 - 2)

収 支 予 算 書

施設名

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予算額	説 明
計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	説 明
計		

様式第2（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 施設名

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

様式第3（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業変更承認
（変更交付）申請書

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業の内容を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 施設名

2 変更の内容

区分	変更前	変更後
補助対象事業費		
補助金額		
工期		
その他		

3 変更の理由

4 添付書類

様式第4（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長

印

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業変更承認
（変更交付決定）通知書

年 月 日付で申請のあった岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に
関する補助金事業に係る変更について、下記のとおり変更承認（変更交付決定）した
ので通知します。

記

1 施設名

2 変更承認（変更交付決定）の内容

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 変更交付決定額 | 金 | 円 |
| (2) 既交付決定額 | 金 | 円 |
| (3) 差引交付決定額 | 金 | 円 |
| (4) 補助対象事業費・工期等 | | |

3 変更承認（変更交付決定）の条件

様式第5（第10条関係）

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金請求書

金 円

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金交付要綱第10条第1項の規定により上記金額を請求します。

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者職・氏名

補助金の振込先

金融機関名		
支店名		
預金種別		
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	漢字	

様式第6（第11条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

補助事業者 住所
法人名
代表者職・氏名

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金事業が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 施設名

2 交付決定額 金 円

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙2-1）
- (2) 収支実績書（別紙2-2）
- (3) 竣工図（平面図、立面図）及び竣工写真
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 賃貸借に係る領収書の写し
- (6) その他関係書類

(別紙2-1)

実績報告書

1 施設の概要

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 種別
- (4) 事業の目的及び効果
- (5) 設置主体及び運営主体
- (6) 利用定員

2 施設整備に係る事業内容

(1) 敷地の状況

ア 敷地所有者

イ 敷地面積

(2) 建物の規模及び構造

ア 賃貸借期間 年 月 ～ 年 月

イ 建物の全体面積 m²

ウ 施設面積 m²

エ 建物構造 造 階建て

(3) 賃借料内訳

賃借料 円 (礼金 円、賃借料月額 円 × か月)

(4) 財源内訳

ア 岩倉市補助金 円

イ 設置者負担金 円

 (内訳) 自己資金 円

 借入金 円

 寄付金 円

ウ 合計 円

(5) 整備計画

ア 賃貸者契約年月日

イ 開設予定年月日

(別紙 2 - 2)

収 支 決 算 書

施設名

1 収入の部

(単位：円)

区 分	決算額	説 明
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	決算額	説 明
計		

様式第7（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

岩倉市長 印

岩倉市賃貸物件による小規模保育事業所に関する補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した岩倉市賃貸物件による
小規模保育事業所に関する補助金の額を確定したので、下記のとおり通知します。

記

1 施設名

2 補助金の確定額 金 円